

●香川県告示第205号

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）第7条第3項の規定により、香川県証紙の売りさばき人から次のとおり売りさばき所の変更の届出があった。

平成25年4月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 変更年月日
平成25年4月1日
- 2 所在地
高松市寿町1丁目3番6号
- 3 名称
香川県農業協同組合
- 4 売りさばき場所
追加 観音寺市大野原町大野原1931番地 大野原支店